

環境社会配慮助言委員会 第89回 全体会合

日時 2018年4月13日（金） 14:30～17:10

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 行動生態計測分野 助教
久保田 利恵子	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター高度技能専門員
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
林 希一郎	名古屋大学 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課課長 （元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室（併任） 総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐）
升本 潔	青山学院大学 地球社会共生学部 教授
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／法政大学 国際文化学部 教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
森 秀行	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 所長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	南アジア部南アジア第四課 課長
弓削 泰彦	南アジア部南アジア第四課
植松 紗友里	南アジア部南アジア第四課
荒木 康充	アフリカ部アフリカ二課 課長
西井 洋介	南アジア部南アジア第一課
ゾウゾウ アウン	南アジア部南アジア第一課
加藤 真理	アフリカ部アフリカ三課企画役
土生 真弘	審査部環境社会配慮審査課兼監理課

午後 2 時 30 分開会

○永井 2時半になりましたので、

JICA環境社会配慮助言委員会第89回全体会合を始めさせていただきます。

毎回のご案内で恐縮ですが、マイク使用時の注意点についてご説明させていただきます。

逐語録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してお言言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。マイクは三、四人に1本程度でのご使用となっております。恐れ入りますが、適宜、マイクを回していただくなど、ご協力いただけるようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

では、本日の会合は米田委員に司会をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 皆さん、こんにちは。それでは、今日の会合を始めたいと思います。

最初、案件概要説明ということで、バングラデシュ国外国直接投資促進事業ということです。

説明をよろしくお願いいたします。

○弓削 それでは、バングラデシュ国の外国直接投資促進事業の案件概要を説明させていただきます。

私は、南アジア部南アジア第四課の弓削と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、画面映っておりますけれども、目次のとおり1つずつ進めていきたいと思ひます。

早速、この案件の事業背景について説明させていただきます。

多くの皆さん、もしかしたらご存じかもしれませんが、バングラデシュはアパレル縫製産業の、輸出の8割を占めるアパレル縫製産業と、GDPの1割ほどを占める海外労働者からの送金が盛んであることを反映して、ここ近年10年間以上、毎年、6%以上の経済成長を継続しております。

非常に良好な経済成長を継続しているんですけれども、ただ、一方では、縫製品の産業における国際競争の激化、または、バングラデシュ本国における天然ガスの枯渇などを反映して、今後はより縫製品を高付加価値化するとともに、輸出競争力のある製造業を育成するなど、産業全体の多角化を図っていく必要があります。そのためには、バングラデシュ政府は技術の導入を伴う外国からの投資を促進していく必要があると考えております。

そういった状況を踏まえて、バングラデシュ政府は、2010年に経済特区庁、これ、Bangladesh Economic Zones Authorityです、BEZAを設立しまして、質の高いインフ

ラ及び質の高い行政サービスなどのサービスを提供するための経済特区設置を促進することになりました。

これを踏まえて、2014年9月、日バ両首脳間、この年で往来がありましたけれども、ベンガル湾の成長地帯構想のもと、日本企業向けの経済特区の開発を推進して、両国間の経済交流をさらに発展させていくことに合意しました。

これが事業背景です。

それを背景として本事業を形成されていきましたけれども、事業目的、事業概要などを見ていただければと思いますけれども、恐らく次のページ、この図を見ていただきながら説明させていただいたほうがよいと思いますので、これで説明させていただきます。

ごらんいただければおわかりになると思いますけれども、非常にこの案件、複雑な案件でありまして、3つのコンポーネント、3つの事業がありまして、それで1つのプロジェクトを形成しております。一応これ、コンポーネント1、2、3あるんですけれども、2、3、1の順番に説明させていただいたほうがよいと思いますので、この順に説明させていただきます。

まず、コンポーネント2なんですけれども、いわゆる、エクイティーバックファイナンスという、なかなか聞きなれない言葉ではあるんですけれども、これ、JICAの新しいファイナンススキームでありまして、どういったスキームかと申しますと、これは途上国の政府ないし国営企業と日系企業が合併企業を、それをつくりまして、それをもとにスペシャル・パーパス・カンパニー、SPCを設立して大規模なインフラを開発していく。そして、その際、JVAを政府と日系企業が結ぶんですけれども、そのJVAの出資分、政府分に対して円借款を入れるってことで、エクイティーバックファイナンスと呼んでおります。

この場合は、バングラデシュのインフラ融資基金と経済特区庁と日本側のデベロッパーがJVAを結んでSPCを設立して、経済特区をつくっていくということになります。これがコンポーネント2になりまして、具体的には、いわゆる、工業団地をつくるということで、特区内の道路、配電、上下水など、いわゆるユーティリティなど、またはテナント企業の工場などをつくっていくことになります。

次はコンポーネント3です。いわゆるプロジェクトセクターローンなんですけれども、これは、いわゆるJICAでよくあるスキームなんですけれども、これは、経済特区庁が各インフラ官庁の支援を得ながら、経済特区、できた経済特区と既存のインフラなどを結んでいく、そういった、いわゆる周辺インフラを開発していく、そういったコンポーネントになりまして、ここも下に1から4まで挙げておりますけれども、現在においては土地の造成やアクセス道路、そして排水路・貯水池、そして通信網など、マスタープロジェクトとして特定しております。

最後に、コンポーネント1です。これは、あくまで特区ができてテナントが入ってき

た段階を想定しておりますけれども、進出する日本企業を想定して、中央銀行、そして市中銀行などを通して融資をして事業活動に使ってもらうということで、ツーステップローンのコンポーネントもあります。

今回、この事業の中で、右側に赤線で囲ってありますけれども、コンポーネント2のエクイティーバックファイナンスの分部と、コンポーネント3のセクターローン、プロジェクトセクターローン、サブ・プロジェクト、ピンクに囲まれている部分のサブ・プロジェクトが、いわゆるサブ・プロジェクトのカテゴリ分類がカテゴリAに確定ということになりまして、助言対象とさせていただきます。

次です。経緯のほうを説明させていただきます。

これ、見ていただければと思いますけれども、ローン・アグリーメントは2015年12月に結びまして、これ以降に事業が開始されております。

本事業では、事業開始前に特区などのサブ・プロジェクトが特定できないものの、環境への影響を持つことが想定されたために、そして、サブ・プロジェクトが将来的にカテゴリBになることを前提に置いて、カテゴリをFIと整理しております。

そして、それと同時並行に、JICAの技プロのほうを使って、2カ所の特区開発候補地を絞って、これ、ガージプール県のナヤンプールとナラヤガンジー県のアライハザールになりますけれども、これらの候補地に対してマスタープランを作成しております。

そして、ローン・アグリーメントから半年たった2016年6月に、実施機関であるBEZAが日系デベロッパー企業を募集するためにホームページ上にアナウンスを実施しまして、翌月にデベロッパー候補企業、1社なんですけれども、それがBEZAと特区開発の諸条件について交渉を開始しました。

それから約10カ月たった中で、交渉が進む中で、デベロッパー候補企業がアライハザール候補地で特区を開発することを想定して、BEZAとMoUを結んでおります。

それに対応するために、JICAのほうでも案件実施促進（SAPI）を開始しまして、いわゆるコンポーネント3のほうで開発される特区の周辺インフラの基本設計の策定及びコンポーネント2で実施されるSPCの立ち上げ、その支援を柱に置いて、経済特区庁に対して支援をしております。

そして、案件実施促進（SAPI）を立ち上げた後、数カ月たった後なんですけれども、その後、デベロッパー候補企業の意向を踏まえたBEZAの要望もありまして、特区開発面積を従来100ha未満と想定していたんですけれども、それを最大220haに更新する案がJICAに届きまして、その後、JICAとしてもそれに対する方針を検討しております、さらにアライハザール候補地に対する、いわゆる周辺インフラなどのサブ・プロジェクトを、洗い出しを先方政府などと実施しております、それが2018年2月までかかりまして、これが一段落した段階で、今回、このように助言委員会のほうに諮らせていただいている状況です。

そして、2018年9月以降に関しましては、最後の今後のスケジュールにおいて説明させていただきたいと思います。

次のスライドへいかせていただきます。

先ほど申し上げました事業候補地の話なんですけれども、ナヤンプールのサイトとアライハザールのサイトを申し上げましたけれども、2つの候補地なんですけれども、ナヤンプールサイトはダッカから北に大体50kmから60kmほどの距離ありまして、大体車で2時間半かかる距離にあります。一方で、アライハザールサイトに関しましては、ダッカから東にありまして、大体ダッカから車で1時間から1時間15分ほどかかります。今回に関しては、アライハザールサイトが選ばれております。

次のページへいきますと、より詳しくアライハザールサイトの位置がよくわかると思います。これは、ダッカの中心部、外国人がよく住むグルシャン地区から通勤することを想定しておりますけれども、どうやって行くかと申しますと、まず、ダッカのグルシャンから空港のほうに向かって北上しまして、そこはプルバチャル・ハイウエー、この青いところ、青い車移動距離の部分を説明させていただいております。このプルバチャル・ハイウエー、これ、N301なんですけれども、これを東に進みまして、川がありまして、これはシタラクシャ川というんですけれども、ここを越えたあたりでダッカバイパス100号線を南に下って、ブルタの五差路まで行きます。それから、ダッカ・シレット・ハイウエー、国道2号線にぶつかりまして、そこを北東に進みまして、約1時間15分の距離を進んでいくことになります。

次のページ、よろしくお願いします。

事業候補地の内容なんですけれども、具体的にはこのようになっておりまして、事業予定地の面積が大体220haになりまして、特徴としましてはダッカ・シレット・ハイウエーのすぐそばにある、非常にコンビニエントな場所にあるということになります。

その事業地の具体的に何を開発するかということになりますと、次のページになりまして、ここだけ見ただけではなかなかわかりにくいんですけれども、これはいわゆる工業団地を開発するってことになりまして、大体、プロットとしては、80%ぐらいのプロットが、いわゆるテナント企業に入ってもらうためのファクトリーロットとなっております。その他はインナーロードです。それに加えて各種ユーティリティ。通信とか電気とか排水とか雨水とか、そういったユーティリティ施設がありまして、一部、グリーンゾーンもあります。それに加えて今回、周辺インフラとしまして、左上のほうに記載しておりますけれども、アクセスロードがありまして、これ、約全長500mありまして、幅50m、4車線の道路というのを建設することを想定しております。また、左下のほうには雨水排水施設及びリテンション・ポンドということで、配水池を想定しております。約20ha分の面積をとって配水に当てております。

次のページ、お願いします。

実際の事業候補地周辺の状況というのを見てみると、いろんな場所から写真を撮っているんですけれども、見ていただくと、ここは二毛作の農地というのが大変なっておりまして、雨季には、写真にあるとおり、多少は冠水します。

そして、特区の周辺、候補地の周辺を見ていただくと、近隣住民の家屋とか、商店や民家などが立ち並ぶと書いてありますけれども、今回に関しましては、このピンクの場所、候補地なんですけれども、可能な限り、そういった近隣住民の家屋とか、そういった民家とか、そういったものに関しては含めないようにはしております。

次のページ、カテゴリ分類及び環境社会配慮の文書の状況ということでありますけれども、本件に関しましては、カテゴリ分類は先ほど説明したとおりFIになっておりまして、適用ガイドラインはJICA環境社会配慮ガイドラインの2010年版となっております。カテゴリ分類の根拠に関しましては、FIの根拠をこのように記載させております。ただ、今回、そのサブ・プロジェクトがAに該当するということで、助言委員会に諮らせていただいております。

次のページ、お願いします。

それで、想定される環境社会影響の範囲ということなんですけれども、これは本件のプロジェクトの立てつけ上、3つに分けられると考えております。一つが、まず1番目の工事前です。土地の造成が入って工事前。2つ目が工事中、特区建設中です。3つ目が特区でのオペレーションの段階に立った場合、立ったフェーズでなっております、フェーズごとに説明させていただきます。

1つ目に、工事前なんですけれども、これ、いわゆる土地の造成というのが大きな活動になりまして、想定される影響を申し上げますと、土地造成のための必要となる土砂の採取。これ、200ha分の土地の造成を行いますので、その土砂の採取が、それは主にメグナ川から採取することを想定しておりまして、メグナ川に対する汚染や生態系への影響がまず想定されます。

次は、採取した土砂を特区候補地に持ってくる中で、特区サイト及び周辺地域に対する汚染、騒音・振動、生態系への影響が想定されます。

また、社会影響としましては、本事業で対象となる用地取得の面積は220haありますので、11家族対象で、55人おりますけれども、その家屋施設の移転が見込まれておりまして、彼らの生計への影響が想定されます。

また、上記以外にも1,703名の地権者、これ、家族含めると6,288名ほどになりますけれども、それ及び23名の契約農家の生計への影響が想定されております。

次の工事中の段階、経済特区建設中の段階に入らせていただきたいと思います。ここでは各種工事、周辺インフラもあわせまして、各種工事による特区サイト及び周辺地域に対する汚染、騒音・振動、廃棄物などの影響が想定されます。

次、3番目の工事後、経済特区の運営開始後になりますけれども、今度は、テナントが工場を建てて、そこでオペレーションに入っていきます。その際に、彼らの事業活

動による特区サイト及び周辺地域に対する汚染、騒音・振動、廃棄物などの影響が想定されます。

また、ちょっと細かいんですけども、洪水時の表層排水、または下水処理など、そういったものに、周辺地域に対する汚染などの影響も想定されるのではないかと考えております。

それで、下のほうに、経済特区が設立された場合に進出が予想される産業ということで記載しておりますけれども、正直なところ、まだ特区は建設されておられませんので、こういった産業が来ると、断定的には言えないんですけども、こういった日本専用、今回の工業団地、それへの入居を希望している企業、または、今の既に操業されているダッカEPZ、輸出加工区における産業群など見ると、恐らくこのような企業が入ってくるんじゃないか、いわゆる軽工業が入ってくるんだろうと思われます。

次のページ、お願いします。

それ、住民協議の件ですけども、これに関しましては、本事業に係る第1回住民協議は、実施機関であるBEZAが2017年11月に実施しておりまして、この説明会においては、EIAのスコーピング及びRAPについて説明をしております。この際には95名の住民が参加しまして、そのうち女性の参加者は5名となっております。

そして、第2回の住民会議に関しましては、2018年4月、今月の下旬に同じく実施機関のBEZAが実施する予定でありまして、その際にはEIAのドラフト・ファイナル・レポート及びRAPのドラフト・ファイナル・レポートを、内容について説明する予定です。

次のページ、お願いします。

最後、今後のスケジュールなんですけれども、今、2018年4月にありますけれども、まずはEIA、またRAPなどを完成させていくということになりまして、また、第2回の住民説明会に関しても実施していく予定です。

そして、実施機関であるBEZAが今月中にEIAの提出を関係局にしまして、その後、情報公開期間は120日とありますけれども、その下の段、ちょっと訂正がありますので直させていただきますけれども、下の青いポツのところです。これ、サブ・プロジェクト事前合意まで、EIAの120日の公開期間の終了とありますけれども、ここまで待って助言委員会の手続を進めさせていただいた後、いわゆる、用地取得などの手続に入りまして、その後、特区の、いわゆる造成工事が入りまして、それと並行して周辺インフラの開発が進みまして、その造成が終わった後、特区が開発されていくことになると思います。その時期なんですけれども、今のところ、かなり不明なところが多いんですけども、想定しているのは2021年のどこかのタイミングになるかと思っています。

以上となりますけれども、案件概要の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○米田副委員長 ありがとうございます。

今、このスケジュールで修正があるっておっしゃいましたか。

○弓削 スケジュールじゃなくて、記載事項が間違っている場所がありましたので直しました。一番左下の青いポツの場所なんですけれども、ここです。

○米田副委員長 最初の青い三角。

○弓削 はい、左下の。ここを、サブ・プロジェクト事前合意までのEIA120日間公開期間の終了、ここです。文言を変えておりますので。

○米田副委員長 わかりました。

それでは、ただいまのご説明にご質問等ありましたら。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 ご説明、ありがとうございます。

今回の対象になっている案件の全体像と、助言の対象になる具体的なプロジェクトの関係について、把握し切れなかったので教えていただきたいんですけれども、スライドで、事業概要2/2のところですよ。外国直接投資促進事業で、赤い枠の中が助言の対象ですよということだったんですけれども、この中にあるコンポーネント2と3、これが、両方が1つの案件となって助言の対象になっているというふうに理解してよろしいんでしょうか。それとも、コンポーネント3のサブ・プロジェクトのところがまとまって対象になるというような意味合いでしょうか。

○弓削 これにつきましては、サブ・プロジェクトごとに、コンポーネントごとにプレースが異なっているんですけれども、基本的には経済特区を開発するってことになりますので、一体と見ていただいて、これ全体として助言委員会の対象にさせていただくっていう、そういった理解をしていただければと思います。

○柴田委員 わかりました。そうすると、その事業主体は経済特区庁ということになりますか。

○弓削 そうですね。厳密に言ってしまうと、コンポーネント2に関しましてはバングラデシュインフラ融資基金も入ってくるんですけれども、基本的には、特にこの環境部分に関しましては、経済特区庁が責任持ってやるというふうに伺っておりますので、そのように把握していただいて結構だと思います。

○柴田委員 わかりました。

そうしましたら、もう一つ、関連して、よろしいでしょうか。2015年12月以降の経緯、ご説明いただいて、当初、カテゴリBを想定して、カテゴリFIで整理されてきたということだったんですけれども、その後、SAPIなんかを通じてサブ・プロジェクトが固まってきたということで、この間、何か協力準備調査に近いような形で、何かIEEみたいなものSEAっていうんですかね、そちらが既に適用されていたりですとか、あるいは、現地の事業主体のほうで、EIAの前の段階の何かそういったアセスメントが実施されているかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○弓削 ありがとうございます。

2015年2月から2017年3月に、ここに書いてありますとおり、経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクトという、いわゆる、技術協力のほうでマスタープランをつくっておりまして、このときにガージプール県のナヤンプールとナラヤガンジー県のアライハザールに絞ってマスタープランをつくっておりますけれども、このときに一応、そのうちの100haということを対象にして、いわゆるIEEというのを作成しております。

○米田副委員長 それでは、松本委員、どうぞ。

○松本委員 個別の話はワーキンググループとして、やっぱりガイドラインを運用するという視点からいくと、今の柴田委員と同じように、経緯のところが気になるんですが。

まず第1に、幾つかあるんですが、一つは、FIにしたという理由なんですが、ガイドラインを最初に制定したところからの議論、FIの議論というのは、古くはタイの環境基金がサムットプラカン汚水処理施設に使われたときに端を発した議論なわけですが、そのときに、要するに、考えてみると、Aになるようなプロジェクトがない場合はFIなんですが、つまり、プロジェクトが特定できないからFIにしたという説明がちょっと解せないんです。

というのも、これ、元々そうした経済特区というようなものがある程度見越されている。2014年9月の首脳会議の中を見ても、経済特区というのはほぼ見通されている中で、なぜこの判断になったのかが実はちょっと説得力がないんですが。もう一度、なぜFIだったのかということのご説明を、整合性がつくような形で教えていただきたいんですが。

○弓削 ありがとうございます。

当時、おっしゃるとおり、確かにそのとき、当初は特区の候補地というのは決まっていなかったということなどを含めてありましたけれども、審査当初は、特区候補地はナヤンプールを含めて数カ所を想定しておりまして、土地造成及び特区開発面積は100ha以下ということにさせていただいておりました。それでFIというふうにしたんですけれども。

そういった面積の話は、実はJETROのほうでもバングラデシュのビジネスマップというのを配布したりしているんですけれども、なかなか、これは今配布しておりまして、そこで8つのEPZなどの説明があるんですけれども、基本的には面積が100ha以下ということになりまして、それでカテゴリB相当になるんじゃないかって。この当時の議論を踏まえて、大きな土地というのをバングラデシュで確保して建設、経済特区を設立していくことはなかなか難しいんじゃないかっていうことを考えて、カテゴリB相当の100ha以下になるんじゃないかというふうに考えて進めておりました。

その後、デベロッパー候補企業と経済特区庁が協議を進める中、両者間で新たに候

補地となったアライハザール候補地が、検討していくことについて合意しまして、その過程の中で、デベロッパー候補企業が開発面積を最大220haとする案のセットをしまして、その妥当性を検討しまして、その結果、100ha以下の特区開発面積ではテナント企業のために振り分けることが可能なファクトリーロットの面積が小さくなってしましまして、また、デベロッパー企業の採算性を圧迫する可能性がありまして、また、バイクの組み立てなどの大企業の工場を誘致することが困難となったり、そういった開発効果に関してもなかなか低くなってしまうという懸念がありましたので、結果として、100haということから220haという特区の開発を行うことを経済特区庁と合意して、それで、結果としてカテゴリAということで、今回、助言委員会のほうに諮らせていただくことになりました。

○松本委員 わかりました。それについてのコメントとしては、FIの場合は確か、実施機関の、自らの環境社会配慮の実施能力をとりあえず審査の対象にするというのが私の理解なんですけど、とすれば、やはり100ha以下のものであれば実施できるだろうけれども、それ以上のものは、その段階では、FIのときにはしっかりと審査できていないということだと思われまますので、少なくとも今回の助言委員会に係る段階では、その違いですよ。今までカテゴリBだと思ってFIで審査をしてきた、その実施能力についても、カテゴリAというふうな形として改めて審査するという理解でよろしいですか。

○村瀬 審査部環境社会配慮監理課の村瀬です。

松本委員がおっしゃる最初のご理解の点ですが、審査部がカテゴリ分類をしておりますので申し上げますと、この案件開始当時にFIとした理由としましては、一つ目は、スライド6枚目の経緯のところにも書いておりますように、サブ・プロジェクトが特定できないという点です。それからもう一つの理由は、案件開始前の審査時において、経済特区の開発面積が100ha未満だという合意がされており、カテゴリAは想定していないという確認が取れておりました。これら2点の理由により、審査部でカテゴリFIと分類をいたしました。

それで、カテゴリFIということで、ご質問の実施機関の環境社会管理システム、言い換えますと、環境社会配慮の実施能力を確認するという点についてですけれども、そこは、これまでのFIの運用を踏まえて、この案件では確かにカテゴリAは想定し得ないという考えで進めてきましたが、一般的に実施機関の環境社会管理システムについて、審査において、B相当かA相当かという明確に異なる基準で見てもおらず、基本的には、FI一律に環境社会管理システムがきちんとしてしっかりしている、例えば、実施機関にガイドラインに相当する判断根拠があり、それに基づきカテゴリ分類も行っているという基本的なシステムが整備されているということを見ておりますので、今回においても、改めて、サブ・プロジェクトがAに変わったということにより、実施機関の環境社会管理システムの審査をやり直すということは考えておりません。当初の審査

で行った確認で十分であったと考えております。

○松本委員 私が担当することはないでしょうけれども、ワーキンググループの中で、本当に100haのSEZと大規模なSEZで求められる能力は同じなのか違うのか、本当に実施できるのかというのは、こちらの助言委員会のほうで確認することだと思いますので、状況はわかりました。

もう1点、長くなって申しわけないんですが、非常に気になるのは、これはSAPIを使っているということです。元々SAPROF、SAPI、SAPSの中で、SAPIというのは既に実施中の案件について出すスキームなわけです。つまり、JICAの判断としては、この事業は既に実施中であるという話です。

何が気になったかというと、そのSAPIの期間と、現在出されているスケジュールの期間がほぼ一致している。これはひょっとすると、SAPIと今回の、私たちは通常、協力準備調査の中でやっていくわけですが、これがもしほとんどイコールだとすれば、つまり、ガイドライン上、協力準備調査を始める段階でここで議論するはずが、SAPIであれば、特にその議論が要らない。最後の段階のレビューでやるということが認められるかどうかという点についてJICAの見解を伺いたい。

なぜならば、通常、バングラデシュ政府が自前の資金でEIAをやっている、もしくは、他のドナーのお金でEIAをやっている、それは最後の環境レビューにおいてJICAが審査をするというのは理解をしているわけですが、しかし、仮にSAPIを使っているとするならば、これは環境レビューではなく、少なくともスコーピングやドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言委員会が関わるべき案件なのではないかというふうに思っているんですが、このあたりについての整理はどのようなになっているのでしょうか。

○村瀬 これも環境社会配慮監理課から説明いたします。

まず、今回のSAPIを助言対象としたということに対する審査部としての考えですが、実際にこのSAPIで、EIA、住民移転計画といった環境社会配慮文書の策定を含めた事業実施の準備支援を行っているということを確認いたしました。この点を踏まえて、実際にどういう形での助言委員会にお諮りしようかということを考えました。そして、助言委員会の運用目安に示されている協力準備調査を実施していない場合の環境レビュー段階の助言ではなく、サブ・プロジェクトの環境社会配慮文書の作成支援も含む事業実施の準備支援をしているという観点から、実際には協力準備調査を実施している場合の助言委員会の運用目安を適用するのが適当であろうと考えました。ただし、カテゴリAとした現時点での調査進捗を踏まえまして、今回、ドラフト・ファイナル・レポートを助言対象とさせていただくということが適当だろうと考えた次第です。

では、このSAPIの取り扱いというところですが、昨年10月の全体会合でJICA-JBIC統合後にどのようなSAPIがありますかというご質問いただきました。この点について

は、10月の全体会合の時に、公示情報を調べた結果、環境社会配慮のモニタリング支援を主目的として実施しているSAPIはございませんでしたと回答しております。今回のケースは環境社会配慮のモニタリング支援を主目的として実施しているSAPIではありませんが、非常に特殊なケースだと考えておりまして、このような特殊な事例が確認できた場合については、個別に助言委員会に報告させていただき、適切なところで助言をいただくことがよろしいのではないかと考えた次第です。

○松本委員 最後はコメントですが、やはりSAPIが隠れみのになって、本来であれば協力準備調査でスコーピング段階から扱うべきものが、ドラフト・ファイナル・レポート、もしくは環境レビューのみになるようなことは、やはり、運用上はよくないと思いますので、今こうやって言質をとりましたので、非常に特殊な例であるということをおっしゃってはいますけれども、逆に、この質問をしなければ、何かこれが一つのひな形になって、以前もやりましたよねっていうような形になってしまうというのは非常に危険だというふうに思います。ですので、これについては注意を促しておきたいなと思いました。

○米田副委員長 ありがとうございます。

まだいっぱい質問が出てきました。

作本委員からどうぞ。

○作本委員 今のご質問のあった松本さんのSAPIの件、私も同感です。本来、これはAカテゴリで対応すべき問題かと思えます。というのは、我々の頭の中にすぐティラワの問題が浮かぶわけです。同じように、工事の地域を2つに分けて前後で行った。複合的な汚染その他を考えなきゃいけないという意味では、私も考えました。

それと、今1つ伺いをしたいのは、ご存じのように、インフラシステム、これを輸出する戦略が平成29年の最新版に出ております。これの中に国別の、いわゆるバングラデシュについては、まず我々が今担当しているようなインフラを円借款で行って、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-G）という構想があるんだそうです。それでマタバリの超臨界石炭火力発電所及び新港開発、今ちょうど取り上げている港の建設事業です、さらに、ダッカーチッタゴンの基幹電線強化、こういう事業をまず行って、それとともに我が国企業向け経済特区の開発や、ここにかかるわけで、都市鉄道、空港、医療分野における協力等も強化していくと。そういう意味では、国の政策の流れの中で、今ちょうど今回の経済特区の申し出が出ている、案件が出ているというふうに考えられます。

そういう意味では、この経緯のところのご紹介、ちょっと松本さんから意見あったんですが、実はこの経緯の前に、今の戦略、これ、内閣府が出しているもので、公開資料ですね、もちろん。この中の2014年に、まずハシナ首相が日本に来た。訪日時、合意がなされた。日本とバングラデシュ、官民合同経済対話がまずあったんだということが出発点になっているわけで、その部分の一番肝心な出発点のところがこの経緯

のところで落ちているというか、そういうことを、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

あと、やはり、国のインフラ戦略というか、いわゆるODAだけじゃなくて、民間が出ていく、投資できるようにということの流れの中で、今回の事業が、経済特区をつくるわけですから、位置づけられるのではないかと。その基本的なところをぜひ伺いたいと思います。

私自身は、松本さんがおっしゃったように、Aカテゴリとして、本来、これは住民移転、大量の移転を含むわけですから、面積だけじゃなくて、そういう扱いのほうが適切だと思います。

○弓削 2点目の質問に対してお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、ハシナ首相が来日して、日バ官民合同対話というのを開催して、それで、その合意のもとでインフラ輸出のプロジェクトの一環として経済特区がなったこと。おっしゃるとおりなんですけれども、私としましてはこの事業背景で、一番最初の4つ目のポツがあるんですけれども、ここで、2014年9月に日バ首脳間で合意ということでありまして、ここに書かせていただきましたけれども、ここで全ての日バ間の合意というものを含めている、含めるつもりで書いたものであります。

ただ、おっしゃるとおり、そういった官民合同経済対話の合意というのは重要、合意によって実施したということが重要だと思いますので、そこはおっしゃるとおり、修正していきたいと思います。

○作本委員 なぜそういうことを言ったかといいますと、国のほうの戦略では、これが経緯になっている、きっかけになっているということで、一番重点を置いて、第2項目めに並べていますもんですから、そういう言い方させていただきました。

○弓削 ありがとうございます。

○作本委員 2つ目で、この事業の理解の仕方としては、そういうことでよろしいですか。ODAと民間投資を促進させる、この大きな流れの中で民間が出てくるための受け皿。ちょうどティラワに似ているかと思うんですが、いわゆる、民間企業が行っても工場つくる場所もない、電力、水、その他確保できないということで、その場所を提供して、用意して、準備してあげるという受け皿をつくるための一つの流れというふうに考えてよろしいでしょうか。

○弓削 はい、おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○米田副委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 2点伺いたいのですが、1点目は、この経緯の1の2、そのところの2番目で、2カ所に絞ったということがありますが、絞ったタイミングはいつなのかを教えてくださいたいのが一つと、それから、先ほど、カテゴリ、サブ・プロジェクトのカテゴリ変更を、Aにした理由として、100haから220haに増えたという説明があったのですが、100haだとBで、それ以上だとAになるというのはどういうことなのか。そ

れとも、先ほど、住民移転の規模とか、いろんなAの要素はたくさんこの中にはあると思うんですけれども、カテゴリAになった根拠というのが何かを教えてください。

○弓削 1点目、2カ所に絞ったそのタイミングですね。そこにつきましては、2015年2月から2017年3月まで、経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクトを実施しておりますけれども、このプロジェクトでは、実は最初の段階では、まず何ヶ所か、他の場所も含めて、特区を探す活動ということから始めておりまして、恐らく2015年、私も確実な記憶はないんですけれども、2015年の全体を通しては特区を探していたという状況になっておりまして、ローン・アグリーメントを結んだ後ぐらい、2016年あたり、その前半あたりにアライハザール候補地が出てきて、それをもとに、2016年にそういったマスタープランをかけていった、そういった経緯があります。

ありがとうございます。

○村瀬 2点目のサブ・プロジェクトのカテゴリ変更の理由ですけれども、それは、スライド7枚目の経緯(2/2)にも書いておりますように、特区開発面積が100ha未満から最大220haに変更するということが決まったため、規模要件の1点でもってカテゴリ変更を行いました。

○田辺委員 これって世銀の基準があるのですか。この規模だとAで、この規模だとBみたいな。

○村瀬 これは日本国内のEIAの大規模要件を参考にして、審査部でそれに相当する大規模要件を整理して持っておりますので、それに基づいて判断いたしました。

○米田副委員長 日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

遅れて参りましたので、すみません、もしお話、もうされていたのであれば申し訳ないんですけれども、2点ありまして、教えていただければと思います。

この事業目的、特にバングラデシュの縫製業を高付加価値化するということがあるかと思うんですけれども、ここのプロジェクトのフレームを見ていて、これがどこがどう縫製業の高付加価値化に寄与していくのか、勉強不足で申し訳ありませんが、具体的に教えていただければというのが1点目です。

2点目ですけれども、これ、ひょっとしたら南アジア課さんの範疇を超えてしまうかもしれないんですけれども、縫製業というのは経済開発モデルの中での一番最初のステップといいますか、工業化していく上での一つのステップだと思います。それを高度化していくってこと自体は非常に、バングラデシュとしては非常によくわかるんですけれども、一方で、高付加価値でない縫製業のニーズがあるというのも事実であって、そのこの部分の受け皿というか、どういう形で、多分もっと広く、バングラデシュ以外も含めてということになってくるんでしょうけれども、どういう展望で。要は、世界の縫製業を支えていく一つの重要な役割をこの国、このプロジェクト、担ってい

くということになると思うんですけれども、当然、その下のセクターというのもないと、上の高付加価値のセクターというのは成り立たないわけで、そこをどういう国が、例えば担っていくというようなこと。もしそういう検討もされているのであれば、お教えいただければと思います。

○弓削　もしかしたら、事業背景の記載ぶりが多少、こちらとしてもミスリーディングであったかもしれません。

確かにここには「縫製品を高付加価値化するとともに、輸出競争力のある製造業を育成する等」と書いてありますけれども、これに関しましては、必ずしも目的自体が縫製業を振興させていくということではなくて、それも含めた上で全体産業の底上げということで、主に産業を、外資企業を入れることによって、それで、縫製業も含めて、それ以外の産業も含めて、技術を導入して、さまざまな産業を育てていくという、そういった観点で捉えておりまして、必ずしも縫製業をターゲットにしたわけではないということでもあります。

ただ、おっしゃるとおり、縫製業もさまざまな、付加価値の低いものから高いものがありますので、付加価値が低いものに関しましては、そのまま、現在、バングラデシュでもいろいろと、全国でやっておりますけれども、そういったところで実施していけばいいと思うのですけれども、付加価値が高いものに関しましては、例えば経済特区のほうに外資のほうを誘致して、そこで高付加価値のものをつくっていくなどして、いわゆる分業して、それでそれぞれの付加価値、低いものも高いものも含めて、バングラデシュの強みを生かして、それらの輸出をしていくってことはあり得るのかなと考えております。

ありがとうございます。

○米田副委員長　村山委員、どうぞ。

○村山委員長　少し長くなっているのですが、短く伺いたいんですが、経緯とスケジュールの関係を知りたいんですけれども、7ページだと、Aになった根拠である100未満から220相当、この時期が2017年の8月から2018年の2月となっています。一方、スケジュール、17ページのほうを見ると、EIAが10月から始まって11月にはスコーピングの説明会がされているんですが、かなりこれはタイトのように思えるんですね。この変化、変更があった時期と、それから、スコーピングの段階で既にもう変更はわかっていたのかどうか。この点について伺えますでしょうか。

○弓削　2017年8月に、そういった特区の面積を開発したいという申し出が先方から届いたんですけれども、その後の期間に関しましては、その申し出を受けた後、こちらのほうでもどういうふうに対応していくかって話ですね。それに加えて、各周辺インフラってものが開発を想定したわけなんですけれども、そういったものを、どういったものが選ばれていくかということについて先方政府と議論する中で、時間がかかって、2月までにかかってしまって、そこでカテゴリ変更ってことになったんですけれども。

一応、そういった申し出があったことはありましたので、2017年の10月段階、EIAを始めるに当たって、今後の変更の可能性もあるということを踏まえて、220haの面積を想定してEIAを実施していったという、そういった経緯になります。

○村山委員長 わかりました。そうすると、この段階でAになりそうだということはわかっていたということですね。

○弓削 はい、そうです、2017年8月以降ですね。そのときには特区、このカテゴリが、特区開発の面積は220haになるんじゃないかという、そういった想定ではおりました。そういった可能性もあるんじゃないかと、少なくともそれで検討は始めておりました。

○村山委員長 はい、わかりました。

○米田副委員長 森委員、どうぞ。

○森委員 この工業団地の具体的な社会環境にかかわる事項、4点ほど指摘したいと思います。それが、今もうEIAつくっているんだったら、そこでどういうふうにやられているのか、あるいは、今後やるのであれば、ぜひ、こういうのを検討していただきたいということで申し上げます。

220haで縫製業とか食品とか二輪車の組み立てなんか想定されているということで、先ほども、排水の問題とか廃棄物とか騒音とかというのが恐らく問題になるだろうというふうに書かれています。その上での質問です。

まず、排水ですけれども、これ、この事業候補地という図の中で、調整池というのがあって、ポンプ場があって、妙に細かい数字が、想定段階ですけれども出ていますね。それで、こういう想定範囲内で、その想定業種があってもきちんと水を集めて排水できる想定だということなんでしょうけれども、一体、それはどうしてなんだろう。本当にその想定業種によらず、これでいいのか。実施していく段階で、きちんとこれまた調整して、排水が処理された上で対処されるということなのか、教えていただければありがたい。これ、排水、集中処理でやるという計画ですよ、きっと。なので、全体、どのくらいの排水量があって、それをきちんと想定できるキャパシティーになっているかどうか。まだ事業の業種が確定されていない段階で、どうしてなんだろうというのが一つ。いずれにしてもきちんと、どういう業種が想定されても、きちんと排水処理ができるキャパシティーとか、そういうのを持っていなくちゃいけないというふうに私は思います。

それが1つ目で、2つ目が廃棄物。食品加工とか繊維とか、食品なんか結構廃棄物出るほうだと思うんですけれども、そういう廃棄物をどのようにして処理する計画なんだろうと。廃棄物の処理計画、あるいは処理方針。この立地業種の中にリサイクル工場とか廃棄物の有効利用する工場とか、そういうものを想定しているのかどうか。その点についての方針もお伺いできればと思います。それが廃棄物の件。

○米田副委員長 森委員、すみません、細かい具体的な部分は、これからワーキング

をやるということなので、その中でまた議論していただければいいと思いますので。

○森委員 ここにある想定がありますよね。

○米田副委員長 ですから、問題点の指摘をしていただければ。4つあるとおっしゃいましたよね。問題点の指摘をしていただければと思います。

○森委員 そのあと2ついきます。

騒音。二輪車の組み立て製造業だと騒音が出る可能性があります。そういう工場をどこに配置するかというのも大事なことですけれども、これのハイウエー側にはできるだけ騒音を出すような工場を配置しないというような方針を考えておられるか。あるいは、そうするのであれば、緑地の配置計画等はどうか。その点についてもぜひ、この後、ご検討いただきたいと思います。

最後に、土地を持っている方も含めて、合計で6,000人以上の方が影響を受けるということですね。ですので、工場を立地した後に、そういう方々の雇用もぜひお考えいただきたい。以上、工場を立地した後にいろんな影響を受ける方々、6,000人以上いますけれども、そういう方々の雇用もぜひご配慮いただきたい。それが4点目です。

どうも、ありがとうございます。

○米田副委員長 申し訳ありません、時間が押しているものですから、短目にしてしまいました。

本件に関しましては、これからワーキングをやるということですので、細かいことの質疑等はワーキングの中でお願ひできればと思います。

この案件概要の説明につきましてはこのあたりで打ち切りにしたいんですが、よろしいでしょうか。どうしてもこの場で確認したいことなど、他にありましたら。

升本委員。

○升本委員 特に答えをいただくというよりも、要するに、今後こういうのをどういうふうに考えていくかってことだと思うんですけれども、特殊例ということで、今後こういうのが出ないということだったら、もうそれはそれでいいと思うんですけれども、やっぱりこれ、いろいろと調べていくと、100haというところで、何で100haなのというのが当然出てくると思います。これ、日本の一種事業の話だと思いますけれども、日本の一種事業だと100ha以上が基本的には対象なので、100haだからいいという話ではそもそもなかったんじゃないかということです。

それとあと、このSAPIのTOR、書かれたのは多分もっと早い、2017年の3月とか4月ぐらいだと思うんですけれども、その中でもう既に拡張を想定してつくっておられるので、もっと予想は早かったんじゃないのかということで、どうしてもスコーピング段階でこれをやらなかったということをジャスティファイするのは極めて難しい。

ただ、これをさかのぼってもう一回スコーピング段階からやってくださいというのは非常に非生産的なので、少なくとも私はそこまでは言うつもりはないんですが、少

なくとも、今回、ドラフト・ファイナルの段階になってしまっているんですが、やっぱり結構根本的なコメントが出たらそれを反映していただきたいということと、今後、こういうことが基本的にはないようというんですか、考えていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

JICAのほうで何かお返事がありますか。よろしいですか。

○作本委員 2期工事も予定されているのかどうか、そこだけ教えてといてください。

○弓削 これは、1期目で事業がどうなっていくかということが、踏まえないとわからないということがありますので、今の中ではわからないというところ。

○作本委員 何か地図から見ると、周りが空き地だらけになっていますんで、十分あり得るんじゃないかと。

○弓削 あり得ると思うんですけれども、もちろん、それは可能性はあるとは思っているんですけれども、ここに関しましても、やはり1期目の事業をやっている中で、どういったふうに進んでいくかということを、デベロッパーサイドとしても、政府側としても見なくてはいけないので、今の段階では、想定はあるとは言いつつも、ちょっと答えることはできないということになると思います。

どうもすみません。ありがとうございます。

○村瀬 環境社会配慮監理課から1つだけお伝えします。先ほどの升本委員のお話で、SAPIの内容からして、相当早い段階からA相当のものがわかったのではないかという話についてですが、SAPIの業務指示書が、ホームページで公開されておりますけれども、それを見ていただければと思いますが、業務指示書を見た限りにおいては、カテゴリB相当のサブプロジェクトを想定したものであったと確認しております。

以上です。

○米田副委員長 それでは、この案件についてはここまでとしたいと思います。

いろいろまだ他にもあるかもしれないんですが、ワーキングのほうでもう少し議論をしていただければと思います。

議事の次へいきまして、スケジュールの確認ということで、お願いいたします。

○永井 事務局からご説明いたします。

議事次第の裏紙を見てください。助言委員会の日程表でございます。

4月、5月、6月でございます。5月の表記が抜けております。申しわけございません。

2点、注意していただきたいのが、5月、6月の全体会合ですけれども、場所が市ヶ谷ビルになってございます。ご注意ください。

また、5月18日から28日のワーキンググループですけれども、会議室の予約の関係で、開始時間が2時半からとなっておりますので、こちらもご注意ください。

担当委員ですけれども、こちらのように振り分けさせていただきました。丸をつけ

させていただいているところが出席確認済みのところでございます。こちらのほうで変更等必要でありましたら教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

日比委員、よろしくお願いします。

○日比委員 6月25日、ちょっと出張で不在にいたしますので、抜いていただければと思います。

○永井 承知いたしました。

米田委員、お願いします。

○米田副委員長 6月8日は少し都合が悪いので、そうしましたら、25日に入れていただければと思います。

○永井 はい、承知いたしました。25日、米田委員ですね。

○米田副委員長 すみません、間違えました。25日もだめでした。

○永井 はい。では、とりあえず欠席という形にさせていただきたいと思います。

今後また日程等変更ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

以上です。

○米田副委員長 それでは、次の助言文書の確定のほうの議題に移りたいと思います。

最初がバングラデシュ国、今も話題に出ましたが、マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業の環境レビューの報告ということです。こちらは田辺委員が主査ということで、よろしくお願いします。

○田辺委員 バングラのマタバリの石炭火力発電事業のアクセス道路の追加的なワーキングという位置づけになっています。本体は既に融資はされていて、洪水等の影響を鑑みて道路のかさ上げをするに当たって、住民移転が相当数発生するということから、カテゴリAへの変更が生じた関係で、環境レビューの助言が諮られているということになります。

担当委員はこちらの5名です。

助言のほうを見ていただきたいんですが、6点ございます。

まず、環境配慮についてですが、代替植樹の検討。南アジアに全般的に言えることですが、伐採した木の、この案件では3倍の代替植樹を行うことになっているのですが、その樹種とか植栽場所がまだ明確でないという部分があるので、それを配慮するようということが1点目です。

2点目は、特に橋脚がこのワーキングでは話が出てきましたが、橋脚をつくる上で、その下流への影響等です。付近にマングローブ林等がある関係上、そういった生態系への広域影響を引き続きモニタリングしてほしいというのが2点目です。

それから3点目は、かさ上げをする関係上、土をとってくるということなので、その調達方法について、きちんとコントラクターが配慮するように働きかけるということが3点目です。

それから、社会配慮に関しましては、4番ですが、この案件は金銭での補償になると

ということで、その金銭を受け取った住民が周辺の土地を購入できるかというのが一つの重要なポイントになるわけですが、購入の取引実態はあるという回答が得られているのですが、どの程度あるのかという、件数等の確認ができていないので、引き続きそれを確認していただきたいというのが4点目。

それから5点目が、相当、この火力発電所以外に港湾開発等もあり、周辺の海洋生態系が大きく変化することが予測される中で、他方で、トレーニングの一つとして漁業のトレーニングがあるということで、果たして将来性に見合ったものなのかどうかというのが、きちんと確認していただきたいというのが5点目です。

それから6点目は、モニタリングの情報公開ですが、バングラは全般的にモニタリング結果の公開がなされていない現状の中で、今回、このような重大な変更が起こったということを鑑みても、再度、ちゃんとモニタリング結果の公開を働きかけていただきたいというのが6点目です。

それから、論点のほうは2つありまして、一つは、コンポーネントが発電所とか港湾とか、複数のコンポーネントにまたがっている中で、そのような調整をどうやってやっているのかというのが一つ論点になって、それに対してJICAから回答が、コーディネーションをやっているという状況が報告された。

それから2点目は、今回、重大な変更ということで、環境レビューに再びかけられるわけになったのですが、その運用方法について、なぜそういうふうに判断したのかということを議論したということで、それについての説明がJICAからあったという2点です。

以上です。

○米田副委員長 この助言につきまして、ご意見、あるいはご質問等ありますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 2点あります。

この論点のほうの第1、複合的影響を見ることの重要性について指摘されているのは、私はそのとおりだと思います。極めて大事なことだと思います。この場合、この発電所の下に港湾とか道路とか、いろんな計画があって、ですので、そういう住民の側からしたら、全体の影響が一番、見ることは大事ですので、その点、しっかりと起案する必要があります。

特に、この前、説明の後に気になったのが、この発電所の南側のエリア、その下に大きな港湾開発とか、そういうのがあって、そこは2つの開発計画に挟まれる地域になる。なので、例えばそういうところ、特にそういう挟まれるところとかについては、しっかりと影響をチェックし、モニタリングもして、必要な対策をとる必要があると思いますが、いかがでしょうかというのが第1点です。

2つ目が、一応これ、道路の変更があったから、かさ上げしなくちゃいけないとかつ

ということだったんですが、私の記憶によると、貯炭場も何か、元のところから内側のほうに、貯炭場、石炭を置くところも変わったような気がしていたんですけども、すみません、記憶が間違っていたら。貯炭場が東側のほうに移っていたと思いますけれども、貯炭場が移ると、そういうところからの粉塵とか、そういう可能性はありますよね。影響が変わる可能性があるので、その点についてもチェックする必要があるんじゃないか。

この2点。

○田辺委員 1点目の港と発電所に挟まれるかどうかというあたりは、ワーキンググループの中でも地図等を出してもらって確認し、それに関する質問等も出されていました。結果的に、この中に入っていないんですが、アクセスへの配慮というのはやるということだったかと思います。補足をお願いできればと思いますが。

2点目の貯炭場の変更については、ワーキンググループでは議論していないので、JICAさんのほうに補足をお願いします。

○高橋 南アジア四課の高橋と申します。お世話になります。

1点目のご質問、港のサイトと火力発電所のサイトに挟まれるコミュニティの有無でございまして、ワーキンググループでもいろいろとご説明、ご議論させていただいたとおりでございまして、1つのコミュニティがあつたサイトに、両方のサイトに挟まれる形にはなっているというところでございます。

そのコミュニティに対する対策としまして、コミュニティ道路の整備及び建設期間中の移動手段の確保のためにコミュニティバスを運開させるといった、そういった対応をとっているというところでございます。

そうですね、回答の22番でのやりとりとなります。スライドの5ページ目ということになります。

2点目のご質問については、港の位置についての変更はござい……

○植松 2点目の質問が、貯炭場の位置が変更になったかどうかで質問だったと思うんですが、貯炭場というのは、私の知識ですと、港に隣接してつくるものですので、港の位置は変更がないので、貯炭場の位置も変更はないです。

○米田副委員長 他に何か質問等、ありますでしょうか。

あるいは、森委員、先ほどのコミュニティの件で、何か助言案の文章に変更を加えるというようなご提案等ありましたら。

○森委員 いや、きちんとご議論されて、その点についても議論した上でこういうことであれば私はいいと思いますけれども、ただ、さっきも言いましたように、モニタリングをしっかりしてというふうに論点もありますから、きちんとモニタリングして、必要があれば後ほどでも対策をとるということで結構かと思います。

○米田副委員長 他に、特になければ、今回の助言はこれで確定ということでよろしいでしょうか。

それでは、この案件は助言確定ということで終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

次が、タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業のスコーピング案の助言ということで、これは石田委員が主査ということです。よろしくお願いします。

○石田委員 ワーキンググループは4月6日に実施しました。

委員の方々のお名前は、加藤委員、久保田委員、田辺委員、日比委員、そして私、石田、合計5名です。

事前の質問・コメントが実は98個ありました。それで、その中から9項目に絞り込んだということになります。多くのコメントを落としたわけではなくて、今日は紙では配付いただいていないんですが、皆さん恐らくお手元にお持ちか、この後公開されるとおもいますが、PDFで。回答表の、JICAからのご回答を見ていただくと、その中で、こういうふうに対処するんだ、こういうふうにはDFRに書きますということが書かれているので、そちらにかなり多く盛り込まれたという形になっています。それでもおさまり切れなかったもので、重要だと思われるものを今日、9項目にまとめたということとを考えていただいていいと思いますので、今からそれを簡単にご紹介します。

まず、2ページ目ですけれども、大きく話題となったことで、かつ、この後、論点でも登場しますが、どうしてタンザニア南部地域、ダルエスサラームから400kmも離れた南部地域で発電施設をつくるんだということが大きな議論になりました。その結果、助言と論点に分けて書くような形になっていますけれども、私たちからの助言としては1番、2番、3番です。

INDCの削減目標も同時に事前資料に記載されていたんですけれども、本事業は、これは脱炭素ではなくて減炭素なので、炭素の排出を少し減らそうという、高タービンを回して減らそうというアプローチです。ところが一方で、天然ガスを使った事業を今後4割まで、全体の4割に増やすという記述もあったりするものですから、そのあたりの整合性について、INDCが10%か20%減らすということに対しての整合性を相手国政府に確認して、DFRに記載してくださいというのが1番目の助言です。

2番目は、どうしてダルエスサラームから遠いんだということもかなり議論になって、いろいろJICAからも情報をいただいて、こういう助言になりました。ダルエスサラームの近郊の海岸に有望なサイトがないというご説明でしたので、それを確認して具体的に記述してDFRに記載してくださいと。

3番目、南部につくるとして、南部につくった場合、中長期的に南部地方の需要を見込んでというような記述がたしかあったと思いますので、そのあたりをもう少し深掘りして、電力需要を改めて書いて、整合性をとってくださいというのが3番目です。

次に、代替案にいきます。

代替案は、ゼロオプションでは、TANESCOという事業者以外の電力事業者による事業の可能性をDFRに記載してくださいというのがまず一つ。

もう一つは、通常の代替案検討を行う場合、発電所サイトなどであれば3つないしは4つぐらいが出てくるのが普通だったというふうに思うんです。それも話題になりましたので、今回、絞り込まれて2つだというご説明がJICAのほうから出てきましたので、海岸線を探したり、場所を探すと、どうしても南部では2つに絞られるということでしたので、そのあたり、2つに絞り込まれた経緯をDFRに、代替案検討の中で追記してくださいというのが5番目です。

スコーピングマトリクスは1つだけです。発電所をつくって、海岸、ちょっと入り組んだ湾になっているところなんです。そこに発電所をつくるので、漁業もやっていて、3カ所水揚げ場があるんです。ですので、漁船等の事故の可能性をDFRに記載してください。

環境配慮にいきます。これはほとんどの委員の方々がさまざまな角度からご意見を述べておられたので、全員の名前が載っているんじゃないかと思います。

火力発電ですので、海水を使って冷やす。タービンを冷やすということですから、温排水が出ます。温排水がどうやら通常の水温、海水温と3度違うそうです。ですから、3度違う水温上昇に伴う、特にサイト周辺の、サイトのごく周辺の水域の、まずは海の中の生態系。それと、そのあたりで漁業をやっている人たち。今のところ、乾季だけのデータがあるので、雨季のデータもとって、要するに、通年の影響評価をしてください、その影響評価にはサンゴ礁などのCO₂吸収源に与える影響も評価をしてください、それをきちんとDFRへ書いてくださいというのが7番目です。

8番目は、やはり、南部地域に関連してくることなんです、南部地域で配電網拡張の将来計画というものを確認していただいて、DFRに記述しましょうと。

9番、これは、キスワサイトというのは発電所をつくるサイトのことです。発電所サイトの、本当ごく周辺で、恐らく貝類だとか海藻の採集だとか、小型の網による漁獲や、普通の方の釣りなんかやっている可能性が高いんです。現地を見ていないんでわかんないんですが、そういうものを、非常に零細的な漁業を調べていただいて、そういう人たちへの影響評価を実施してDFRに記載してくださいということでした。

以上、9つが助言です。

続けて、論点ですが、論点はこれ、JICA事務局のほうからご説明いただけますか。どうすればいいんですか、論点の説明は。いつもどうされて。

○永井 最近では主査からご説明させていただいておりますが、本件は長いので、事業部から説明させていただいてよろしいでしょうか。

○石田委員 ぜひお願いします。

○荒木 ありがとうございます。アフリカ二課の荒木と申します。

石田委員、非常に的確にご説明いただきまして、ありがとうございます。

論点なんです、今、石田委員からもありましたとおり、なぜダルエスサラーム近郊ではなく南部のムトワラで本事業をしなければいけないか、その必要性について議

論がありました。

こちらからご回答として、まず、タンザニアの電力システムマスタープランで、この際にCO₂の排出等、環境社会配慮も含めた検討を行いまして、そして、2040年に向けた電源開発計画を策定しております。

また、タンザニア事情としまして、電力需要が急増する中、短期的に需給バランスのギャップを埋めるために、発電能力が高い電源の整備が急務とされています。

その中でも、石炭や従来の火力発電と比較し、環境への影響が低減される高効率発電のガスコンバインドサイクル発電が有望視されています。サイトは既設のパイプラインが既にもう走っていきまして、そのパイプライン沿線の沿岸地域において、海に隣接する場所で、海水冷却を活用したガスコンバインドサイクルの発電所というところが一番望ましいとされています。その中で、ダルエスサラームから沿岸地域を通過してムトワラまで、地域を探していきました。

それで、マスタープランとしてはもう一つ、将来計画として、ダルエスサラームからムトワラ、これ、沿岸部にある都市なんですけど、そこを通過して、将来的にはモザンビークに達する基幹送電線を整備していきたい。これは国家計画ですので、当然、国の基幹配電網というのは計画していくわけなんですけど、そういう将来計画がございます。

その中で、まず、ダルエスサラームに近いムクランガ地域があるんですけど、ここはリゾート等の開発が進んでいることに加えて、TANESCO、これ、電力公社です、電力公社から提案された利用可能な土地は、海から遠く離れていきまして、国道や敷設が予定されている基幹送電から40～45kmと非常に遠い地域の土地を提案されていきまして、海水冷却が必要な発電所建設地としては不適切ございました。

さらに南に位置するキルワの地域でも、海沿いの用地取得は、ラムサール条約登録地がある関係もありまして、やはり適切な候補地とは言えないということで、提案されておられません。

あと、リンディ、ムトワラ地域のサイト候補地の多くは、マングローブが密生する遠浅の海岸が多くて海水冷却が困難であるという理由で、一定の水深が確保できるムトワラ地域には2つしかポテンシャルが見込まれる地域がなかったという背景がございます。そこで今回、2地点を比較検討を行って、今回のサイトを選定しております。

そして、これも繰り返しになるんですけど、短期的に、今、電力事情が逼迫するのはダルエスサラームです。そこに、ダルエスサラームの電力をまずは供給して、そして中期的には、今後開発が進むであろうと思われるリンディ、ムトワラ地域の電力供給を担い、将来、中長期的には、既にタンザニア政府がMoUを締結しているモザンビーク北部への売電を担うことが期待されているような状況でございます。

そしてまた、マスタープラン時から、この一、二年の間に追加で開発計画ができるような地域もございますので、その状況もあわせて、今回、ドラフト・ファイ

ナル・レポートでは反映したいと考えています。

また、遠いムトワラの地域になったんですが、当然、送電によるロスというのは考えられるんですが、送電ロスと海水冷却による発電効果と空気冷却による発電ロスを考えた場合に、海水冷却による発電効果のほうが送電ロスよりも有利であるということが確認できておりますので、今回、ムトワラをサイトとして選定させていただいたという経緯がございます。

以上です。

○米田副委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして、ご質問あるいはコメント、ありますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

このサイトが一定の水深を確保できるとか、そういうところから決まったという経緯はよくわかりました。配慮事項7番に書いてありますように、しかしながら、その周りにはサンゴ礁とかそういうのもあって、温排水による影響をしっかりと確認しなくちゃいけないというのも、私はそのとおりだと思います。

その関係で2点ぐらい、検討する項目として、さらに追加してやっていただければいいということを指摘いたします。

一つは、温排水による影響は、何か3℃の上昇とかって先ほど言われましたよね。3℃で本当にいいのか。サンゴ礁とかそういうのがあって、もうこれ熱帯ですよ。さらにそこで3度も上がって、本当にクライテリアとしてそういうのが妥当なのかどうか。サンゴ礁の種類とか、物によったら3度じゃなくて1度、あるいはそれ以下でも影響が出る可能性があるかもしれないし、海水温が上がったら溶存酸素の量も変わるかもしれないし、そういうところはしっかりと調べたほうがいいんじゃないかというのが第1点目です。

第2点目が、これ、先ほど、石田委員、湾の中のほうと言われましたね。取水して排水するんですよね。排水は中にするのか、外にするのか。取水はどこからか。それは違いますよね。多分、取水か排水は外で、湾の、どちらかは中みたいな、そういう想定じゃないかと思うんですけれども、そうすると……

○石田委員 いえ、多分あれ、湾の中に出して、湾の中からとって湾の中に出すんで、湾の中での海水動態の温度のシミュレーションを既に、乾季か雨季か、1回はやっています。

○森委員 私が言いたいのは、相当な量を取水して排水すると思うんですけれども、だから、流れ、流況が変わりますよね。そうすることによる影響っていうのも、その湾の大きさとか、ちょっとわかんないですけれども、小さければ結構影響があったりするんで、そういうのもぜひ検討していただけたらいいかなと思います。

ちょっと間違っているかもしれませんが、よろしくお願いします。

○石田委員 他の委員の方もご意見あると思いますけれども、まず、流況については少し、私もたしか質問で書いたかもしれないし、少し話題になったんですが、今振り返れば、それほど長くは議論はしなかったんで、やっぱり流況についても、海水交換もあるし。

非常に細長い湾で、湾口1kmぐらいですか、幅。

○荒木 対岸まで1kmぐらいは……

○石田委員 1kmですよ。でも、1kmで結構あるか。

あと海水交換についての情報とかもありましたでしょうか。

○荒木 はい。

○石田委員 ありましたか。

じゃあ、例えば、もし助言にするのであれば、そこら辺も含めて、流況についての確認を行うというのは、助言を形成することは可能ではないかなと、個人的には思いますけれども。同時にシミュレーションもやっていただけるんでしょうし。

あと、温排水については確におっしゃるとおりで、私個人も、やっぱり3度というのは結構大きいなと思って、すごく心配はしているんです。おっしゃるように、溶存酸素量なんかも当然影響してきますから。

○米田副委員長 他の委員の方、ワーキングの他の委員の方とか、ご意見、ありますでしょうか。

○田辺委員 環境配慮の7番のところで、温排水による水温上昇に伴う周辺水域の海洋生態系とか漁業への影響評価を行い、その結果を記載するという助言になっているので、3度が妥当なのかどうか。3度以上の部分が限定的という説明ありましたけれども、それによってどういう影響が起きるかということについても、きちんと見てくださいというような助言をここではしているのかなという理解でいるのですが。

○米田副委員長 この助言の中に、その意味が、気持ちが込められていると。JICAのほうもそれは理解しているということ。

○石田委員 よりはっきりさせるという意味では、温排水の3度の上昇が与える影響についての調査という文言や、あと、流況や、流況の変化や海水交換についての調査等も含めるといようなことも入れてみてもいいのかなという気はします。そうすると、より相手側にもメッセージが伝わるし、調査側もやりやすくなるんじゃないかな。

○田辺委員 3度を越える部分だけを見ればいいという話ではなくて、2度の部分、2度のエリアがどうなっているとか、2.5度のエリアがどうなっているかって、全部見なくちゃいけないんで。3度以上の部分は、確かに世銀のスタンダードで3度以上はだめですよというように一定の基準があるみたいなんですけれども、トータルで見るといことが必要なのかなというふうには思います。

○米田副委員長 具体的な文章が今出ますでしょうか。今、JICAのほうでそこまで書かれると困るといようなことは、具体的な内容では。より明確化するという意味で

は入れたほうがいいのかなという気がしますけれども。それとも、宿題にしますか。今かなり具体的に出たので。

○森委員 私、別に7に書いてあるこの言葉で、別に3度とかなんとか書いていないんで、これはいいかなと思いますけれども。

○石田委員 ということであれば、3度は置いておいたとしても、周辺流域の流況の変化や海洋環境の変化というものを一文、それぐらいいは入れておいてもいいのかなという気はしてきましたけれども。助言に書かずにJICAさんにお伝えするという手もあると思いますけれども、今の2語を入れておけば、よりはっきりするかな。流況の変化と海洋環境の変化、海洋環境は流域も入るか。流況も入るか……流況と海洋環境の変化、できますか。

温排水による水温上昇、温排水による。「流況と海洋環境の変化」というのを「温排水による水温上昇に伴う」の後にしてもらえますか。「周辺水域の海洋生態系や漁業への」、「海洋環境」の後に入れてもらえばいいですね。

○荒木 1点、質問させてください。ここで書いているのは周辺水域ということを明記しているんですが、海洋流域となった場合に、その範囲がどこまで示しているのかというのが非常に曖昧になってしまって、非常に我々として回答が難しいところになるんで、周辺水域と、前回ワーキンググループで議論させていただいた、影響がある、要は、温度が上昇するというのは、まさに周辺水域のところだと思いますんで。このエリアというのは、ある程度、前回のワーキンググループで委員の先生方とはすり合った議論なのかなと思っていますので。あまり、後々から見て、何か海洋となると非常に大きな地域も含んでいるんじゃないかと思われるのも困りますんで、少しご配慮いただければ助かります。

○石田委員 私ばかりしゃべってあれですけども、じゃ、「湾内の流域を含む海洋環境の変化」でどうですか。

「湾内の流域を含む海洋環境の変化や海洋生態系及び漁業の」です。「海洋生態系」は取らないでください。ありがとうございます。

これでいかがでしょうか、皆様。

○森委員 さっきちょっと、地図もないからわかんないんですけども、例えばサンゴ礁と言われましたね、先ほど。サンゴ礁は湾内にあるんですね。

○石田委員 その点、どうでしょう。まだ私たち、地図は見せてもらっていないですよ。

○荒木 前回、非常に濁度が多いところですので、なかなか生態、こういうサンゴ礁のような透明度が確保しないといけない、育たないような生物というのは、我々も確認しますが、現時点では確認されていないような状況があります。

○石田委員 砂泥で、あと、海藻が少しあるような状況じゃなかったでしょうか。礫だとか砂泥で。一度、もし今、私は自分のタブレットに入っているんですけども、

そちらのパソコンにスコーピングのときの資料があれば、湾内の図を見せていただけないですか。シミュレーションの図でもいいし、上から写した衛星画像か航空写真でもいいし。なるべく大きいやつがいいですね、そこだけ拡大したような。それ、どこかにあったと思う。

それで、サイト候補地は真ん中あたりのピンどめの、黄色いピンの上のほうですね。「Kiswa」って書いている。「Kiswa」って、今矢印というか、ピンポイントしていたいている、そのあたりです。ちょっと逆の字の真ん中、曲がっている真ん中のあたりのところですね。

○森委員 湾外の、ちょっと水色になっているところありますよね。出てから水色になっているところ。あの辺は何なんですか。

○荒木 エメラルドグリーンのところは遠浅の領域になっていると認識しています。

○森委員 遠浅はわかるんですけども、そこにサンゴとか、何かそういうような、守るべきものとか、そういうのはあるんですか、ということです。

○石田委員 先ほどお話に出たように、サンゴはこれから確認されるんですよね。

あと、マングローブ林は湾内に密生していたんじゃないかなったでしょうか。

○荒木 はい、マングローブは一部湾内にあるところがございます。

○作本委員 すみません、今、私、よく知らないで、この質問、変なんですけれども、いわゆる閉鎖性の湾ですよね。閉鎖的な湾の場合にはいろんな影響が、一般で議論するのと違うという。温度だって外に流れていない、排出されないわけですから、そういう意味で気をつける点は何か、ご議論されたことは。閉鎖性の湾ですよね、これ。閉鎖水域と呼ばれている。

○石田委員 かなり閉鎖性に見えますよね。海水交換のデータはたしかもらっていませんでしたかと思えますけれども。

○森委員 別にその湾だけじゃなくて、直近の周辺地域の大事な海域があれば、そこも検討していただいたらどうですかということだけなんです。あれば。なければいいですけれども。

もう一つ言うと、割と狭いですよね、この湾。同じところから取水して放水すると、何か湾全体の温度が上がって、何か冷却水の質がどんどん悪くなって、どうなるんだろうとかって思ったりするんですけども、そういうのは大丈夫なんですね、きっと。

外にそういう貴重なものがあって、それへの影響が心配されるんだっただけで検討してください、と、それだけです。

○荒木 ご指摘、ありがとうございます。

実は我々も同じような疑問を持ちまして、それで今回、コンサルタントの方々にシミュレーションをやっていただきました。その結果、この湾の中で3度、一番最大が3度だったんですが、その領域が非常に限定されているということもありまして、この湾内の中で影響というのが完結するだろうという見方をしています。それで、いつそ

れをやったかというとき、乾季のとき、水量が一番少ないときにやっけていまして、そういう状況でも、ごくごく一部の領域に限られていましたので、次には雨季……雨季は流動性が高くなるということもありまして、雨季にもう一度同じようなシミュレーションをやっけて、そして影響について確認をした上で、ドラフト・ファイナルに明示させていただくということにしています。

○米田副委員長 助言の文章なんですけど、いかがでしょうか。7番の文章、今現在、少し追加されたんですが、これでよければ……。

○森委員 文章はいいですよ、私。

○石田委員 シミュレーション見る限りは、今また改めて64ページ見るとシミュレーションの図が出ているんですけども、それを見る限りは、大きな影響というか、変化は湾内にかなり限定的にとどまるようなんですね。ただ、一部、少し湾口から外には出ていきます。

あと、雨季のことも、雨季で確かに水量が河川から、下のほうに2本の足伸びたのは、あれ、川ですから、川から雨が入り込んで、確かに水量は増えるでしょうけれども、そうすると今度は拡散が増えると思うんですよ。温度低くなるかもしれませんけれども。

○米田副委員長 これから……これからというか、雨季の調査、シミュレーションをまたもう一度やられるということなので、それが最終的にDFRに出てくるということなので……

○石田委員 そういうことを期待しています。

○米田副委員長 この助言でよろしいのではないのでしょうか。

○石田委員 わかりました。私は特に異存はありません。

○米田副委員長 よろしいでしょうか。

ワーキングの他の方もそれでよろしければ。

あと、他の項目でも、もし意見があればですが。

それでは、時間も押していますし、これでこの案件の助言は確定ということにさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

それでは、10分間、休憩をしたいと思います。25分に再開します。

午後4時14分休憩

午後4時24分再開

○米田副委員長 そろそろ再開したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

次は環境レビュー段階での報告ということで、最初、インドの案件ですね。

よろしくお願いします。

○西井 南アジア第一課でインドを担当しております、西井と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の環境レビュー方針のペーパーに基づいてご説明させていただきたいと思います。

最初に、簡単に事業概要ですが、インドの北東部にありますアッサム州とメガラヤ州の間にありますブラマプトラ川という川に橋梁をかけるという事業でございまして、18kmの橋をかける事業ということでございます。

環境レビュー方針のペーパーなのですが、量が多いので、時間の関係もあり、何点が重要なポイントに絞ってご説明をさせていただければと思います。

まず、(1) 全般事項の中の1) EIA報告書及び環境許認可に関してですが、本案件、インド国の関連法ではEIAの実施は特段、義務づけられておりませんが、JICAのガイドラインに沿って協力準備調査を通じ、EIAの作成を支援、完成しております。これを、実施機関のほうの承認をとらせていただいて、今後、公開する予定でございます。

それ以外に、建設に当たって、石切り場の開発ですとか、有害物質の取り扱いに関して環境許認可等の手続きがございます。有害物質の取り扱い、土砂・採石の調達に必要な許認可に関しては、DFRとEIAに記載されたとおり、活動が実施される前にちゃんと実施されるということになっておりますが、それを改めて実施機関と確認してまいりたいと思っております。

少し飛ばさせていただきます。2ページ目の4) 環境管理計画 (EMP)、環境モニタリング計画 (EMoP)、モニタリングフォームに関してですが、EMP及びEMoPに関してはEIA報告書と協力準備調査の影響評価を踏まえて作成済みでございます。それに基づいてモニタリングフォームも協力準備調査にて作成をさせていただいております。審査の中で改めてこれを実施機関と、合意をきちんと確認、最終化させていただければと思っております。

このモニタリングフォームの中に、この環境レビューの次のページにもまたいで書かせていただいている汚染対策の各項目ですとか、自然環境の各項目に関しても含めさせていただいております。具体的には、ページの中の(2)に書かせていただいております大気質ですとか、水質、土壌、廃棄物、騒音・振動等に関しても書かせていただいておりますし、(3)の自然環境に含まれています生態系に関してもモニタリングフォームの中でカバーをさせていただく構造になっておりますので、それをきちんと確認していきたいと思っております。

モニタリングに関しましては、その次の5) になります。工事期間中もですが、工事期間後、事業後も含めて、モニタリングを実施していくということで先方と合意していますので、それを最終確認してまいりたいというふうに思っております。

ちょっと飛びますが、ページの4、生態系のところ。先ほど申しましたとおり、生態系に係る緩和策やモニタリングについては、モニタリングフォームをもって、事業終了後も継続的にモニタリングする予定でございます。特に事業対象地ではガンジスカワイルカが生息していて、その影響が一番大きいという可能性があるという話でし

たので、特にその生態に関してモニタリングをきちんとやっていくということを確認してまいりたいと思っております。

(4) 社会環境のほうですが、住民移転計画（RAP）に関しては、インドの用地取得法、アッサム州の法律、国土法ですとか、あと、JICAの環境社会ガイドラインに基づいて、既に作成させていただいております。

用地取得は、州政府の承認を得て、県政府によって実施されることになっておりますので、作成したRAPを州政府による書面での承認を取りつける予定となっておりますので、審査で州政府による承認取りつけ状況をきちんと確認してまいりたいと思っております。

また少し飛びまして、5ページですが、補償に関してですが、土地、建物、店舗、樹木・作物への補償で、あと、影響に応じて、移転や生活再建のための手当というものを支給されることが決まっております。生計に負の影響を受けた住民に対しては、生計回復支援ということも提供されるということになっております。

あと、以前の会合でも特に議論になっておりました非影響者の中でも特に脆弱と考えられている中洲の住民に対しても、移動の有無にかかわらず、補償や支援に加えて月額生活手当、月額3,000ルピーを12カ月分ですが、支払われる予定ということになっております。これもRAPのエンタイトルメントマトリクスに沿ってちゃんと実施されるということを確認してまいりたいと思っています。

4) の生計回復支援に関しても、農業労働者に対する200日間の最低賃金ですとか、雇用機会、職業訓練等を提供。

あと、ボートオペレーターに対しても、生計に影響を与える場合には、建設関係の雇用機会ですとか職業訓練を提供することを確認しておりますので、それを最終確認してまいります。

以前の会合で特に女性への配慮に関して助言などをいただいておりますが、影響・非影響者が均等に雇用機会を得られるように、働く場や時間帯に配慮するようということで、工事請負業者と調整することを実施機関ときちんと確認をしてまいりたいと思っております。

飛びまして、8) RAPのモニタリングですが、RAPモニタリング、内部モニタリングと外部モニタリングの二重構造で実施する予定にしております。

これも助言の中でいただいておりますが、子どもや高齢者を扶養している非影響者の中で、生活レベルがプロジェクト前より低下したことが判明したような場合は、実施機関が追加支援や支援の変更を検討するように申し入れて、RAPとMDに記載することに対応してまいりたいと思っております。

またちょっと飛びますが、最後の6ページになります。

11) 事故に関して。工事中に関しての交通事故リスクは想定されますので、EMPの記載の記載の緩和策が実施されることで最小化を図っていきます。工事の後も、交通

量の増加、通行速度で事故リスク等も増加しかねないということで、制限速度の設置ですとか、信号機ですとか、歩道等で対応、緩和策というのをとっていく予定にしております。

助言にもいただいておりますが、今後、近隣住民や学校を対象にした交通安全啓発というようなことを行うことを指導し、道路沿いの歩行ですとか道路の横断、安全な通学路の指導等を含むことを合意していきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上になります。

○米田副委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして、ご意見、ありますでしょうか。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 ありがとうございます。

5ページの補償方針と生活回復支援なんですが、これ、それぞれ確認済み事項の欄が、例えば月額生活手当は、恐らくこれ、12カ月分という意味だと思いますが、それから、次の農業労働者も200日間というふうに書いてあって、ある意味、期間を明示することは理解はできるんですが、一方、ガイドラインというものは、基本的には生活が回復できるまでは支援をするということが基本的な考え方だと思うので、つまり、もう12カ月終わったらあとは自己責任ねとか、200日終わったら自己責任ねというふうなことではない。このあたりについてJICAがどういうふうに考えているかをお聞かせいただきたいんですが。

○西井 ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

基本的に、今書かせていただいているところが、補償金額の額を書かせていただいているんですが、補償に加えて、生計回復支援ということを追加的にオントップでやっていく予定になっております。なので、その金額だけで全てがあとは自己責任というよりは、生計がきちんと回復して自立できるようになるまで生計回復支援のほうは継続的に支援をさせていただくということになりますので、必ずしもその金額だけで打ち切りというような制度にはなっていないという理解でございます。

○松本委員 わかりました。そうしたら、つまり、上の生活手当は補償であるということなんですか。つまり、中州の住民の、そうすると、生計回復というのはどう理解すればいいんですか。

○西井 生計回復に関して、一般の方々、他の方々、中州の住民ということを特段区分しておりませんので、生計回復支援に関しては、中州の住民も含めて支援をさせていただくということになろうかと思えます。

○松本委員 つまり、中州の住民は、ここで言う農業労働者に当たるというふうに考えるんですか。それとも、ここには書いていないけれども、別途あるんですか。

○ゾウゾウ 中州住民に関しては、先ほどの回答と似たような形ではあるんですけれども、最初から先方政府、実施機関と、このプロジェクトによって影響される、非影

響者の中で既にカウントしているような形なので、その非影響者としては生計回復支援含めて支援をしていくというような形です。なので、大きなカテゴリの中に既にくくられているような形になるというような理解です。

○松本委員 わかりました。

○米田副委員長 林委員、どうぞ。

○林委員 ご説明、ありがとうございました。

今と同じページの1つ上のところに、用地取得・住民移転規模のところで、影響を受ける樹木の話があって、果樹が多いということなんですけれども、道路建設の話だと樹木が影響受けることは多いんですが、そのとき、道路沿線沿いの樹木で、例えば補償だけではなくて、もう一つ下ぐらいのところに文化的、文化遺産とか景観とか、そういう文化遺産的な、文化遺産というか、地域にとって大切な樹木的な取り扱いという評価というのは、この中で取り扱われるんでしょうかと。質問です。

○西井 ありがとうございます。

文化遺産ですとか、住民にとって文化的・歴史的に非常に重要であるというような遺産は、対象地域に含まれていないということは確認されておまして、これはそこに生えている樹木も含めて、住民にとって文化的に、あるいは遺産的に配慮しなければいけないものが、今のところは見つかっていないということで確認をしております。

○米田副委員長 他に何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで審査をしていただくということで、皆さんご了解いただいたということにいたします。

ありがとうございました。

では次、2件目として、ザンビアの送電線、送電網の事業のほうをお願いいたします。

○加藤 お時間、ありがとうございます。アフリカ部アフリカ三課の加藤と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

今回は環境レビュー方針ということでございまして、ザンビア国の南部地域送電網整備事業につきまして、方針のご説明をさせていただきたいと思います。

まず事業の目的を簡単にご説明申し上げますが、ザンビアの南部地域における送電網の新設及び変電所、関連変電所の改修・増強ということでございまして、5つの変電所の改修と増強、330kVと120kVの2回線の送電線の新設ということでございます。

画面に表示されております全般事項につきまして、こちらに沿って方針を説明させていただきます。

まず、全般事項のうち、EIA報告書及び環境許認可でございますけれども、こちらにつきましては、実施機関であるZESCOが作成中でございまして、ザンビア国環境局による承認手続中でございます。今のところ、2018年5月に環境管理局こちらZEMAといいますが、こちらからの許認可を取得する見込みとなっております。

報告書につきましては、審査方針といたしまして、許認可を審査前に取得されていることをもちろん確認いたしまして、許認可に付随する条件を遵守するように、実施機関であるところのZESCOと合意する方針でございます。

次に移りまして、代替案の検討。

ルートの代替案の検討でございますけれども、カフエの西サブステーションとムズマ間のサブステーションは特になんですけれども、既存送電線の並行、に沿って建設されるということでございまして、住民移転を回避する案を模索いたしましたけれども、既に既存送電線に沿ったものでございまして、住民移転の規模が少なくなることが調査の中で確認されておりますので、現行案が推奨案として選択されてございます。

自然環境への影響につきましては、既存送電線並行案でございますけれども、ライト・オブ・ウエーの幅が最小化されることに伴いまして、樹木の伐採数も最小化されるということを確認済みでございます。

その他の区間につきましては、実施機関であるところのZESCOから提案がなされた線形の妥当性について、既にレビューをしております。

また、鉄塔の配置場所につきましては、詳細設計の調査に基づきまして、農業経営企業等との起業がなされる予定でございまして、こちらにつきまして、改めて審査の段階で確認をしてまいりたいと思っております。

3) のステークホルダー協議でございますけれども、本事業の調査におきまして、スコーピング段階とドラフト・ファイナル・レポート段階におきまして、既に2回、9カ所ずつ開催済みであることを確認しております。ステークホルダーミーティングにおきまして表明されたコメントにつきましては、ESIA報告やRAPに含む事業の計画の中で、できる限り反映させるということになっております。また、ステークホルダー協議におきまして、本事業への特段の反対がないことも確認済みでございます。

審査におきましては、鉄塔位置について、詳細設計段階における鉄塔位置の確定ですとか、実施段階においてステークホルダーミーティングが実施されることにつきまして、ZESCOと確認をし、合意をする方向でございまして、

4) の環境管理計画、環境モニタリング計画及び実施体制でございますけれども、既に作成済みのESIA報告書案の中に、こちらの管理計画及びモニタリング計画は含まれてございます。

また、環境モニタリング項目、頻度、場所等につきましては、ドラフト段階ではモニタリング方法は具体的に記述されておりましたけれども、こちらでもFSの結果に基づいて修正済みでございます。

既存の世銀事業におきましても、適切な人員を雇用して、問題なく実施されたということを確認しております、実施体制につきましても、特段、問題ないということでございます。

審査におきましては、予見される環境影響に対する緩和策の詳細ですとか、これは

具体的には緩和策実施のための費用ですとか、詳細計画といったものでございますけれども、その他、モニタリング計画につきまして、事業実施中にZESCOの責任のもとで実施されるように合意する方向でございます。

実施体制につきましては、PIUの組織体制を改めて確認する方針でございます。また、環境社会部局から人材が適切にPIUに配置されるよう、これも審査で確認・合意をしております。

5) のモニタリングでございますけれども、工事中は施工業者が大気質、水質、廃棄物、騒音、生態系につきましてモニタリングを行うということになってございます。

また、供用後は、ZESCOが騒音、生態系につきましてモニタリングするということになっております。

モニタリング結果の当機構への報告体制につきましては、申し入れが済んでおりまして、工事期間中は四半期ごと、供用後は2年間、半年ごとに報告されるということになっておりますが、これも改めて審査にて合意をしたいと思っております。

情報公開につきまして、ESIA報告書及びRCAPは、ZEMAからの承認後、ZESCO及びZEMA、また、各ディストリクトによって情報公開がなされるということになっております。ESIA報告書の承認後、ESIAとRCAP、許認可のコピーは審査前に、JICAのウェブサイトにて情報公開を行うことにつきましても、ZESCOは確認済み、了承済みとなっております。こちらにつきましても、改めて審査にてZESCOと合意をする予定でございます。

次のページに移りまして、環境対策でございますけれども、送電線敷設事業ということでございまして、河川への鉄塔設置もなされないことから、大気質、水質、廃棄物、騒音・振動への影響は、特段、発生しない予定でございます。

ただし、工事期間中に限定されるということがベースライン調査にて確認されておりますので、工事期間中の緩和策やモニタリングにつきまして、EMP及びEMoPの適切な実施がなされるよう、改めてZESCOと合意する方向でございます。

続きまして、3ボツの自然環境でございますけれども、保護区・生態系についてご説明させていただきます。

これは助言でもございましたけれども、事業対象区域のカフエ・フラッツ及び国立公園の位置関係、及び重要な自然生息との位置関係は確認済みでございます。対象区間は国立公園等の保護区や影響を受けやすい地域、その周辺には該当しないということを確認しております。また、本事業による影響は最小限と想定されております。

事業対象区域がございまして南部州でございまして、重要な生態系が存在するカフエ・フラッツがございまして、インポート・バード・エリアというふうに指定されてございます。現地の踏査及び専門家の聞き取りを通じまして、鳥類への影響につきまして確認しておりますが、渡り鳥にとって重要な生息地となっている場所は事業対象区域よりもかなり遠い地域であると想定されてございまして、事業による影響は最

小限であると考えております。

送電線の工事中及び供用後のバードストライク対策につきましては、カラーリングを提案済みでございまして、ZESCOから及び関係機関から聞き取りの結果、ZESCOが実施経験があることも確認してございます。

バードストライクのモニタリングにつきましては、本事業のもとで国立公園局が事業地で定期的にモニタリングを行うよう調整されているということも確認してございます。

あと、ご指摘のございました複数年にわたる事業地区区域での鳥類の死亡状況を記録するなどの具体的なモニタリング方法も、モニタリングフォームに明記してございます。こちらが適切に実施されるように、審査の段階では先方と合意をしまいたいと考えております。

森林伐採及び気候変動対策でございますけれども、同国のフォレストアクト上、伐採が制限される国有林、公有林、私有林は事業地域には存在してございませんけれども、本事業におけます事業伐採の規模につきましては、ご指摘がございましたけれども、航空写真で確認をいたしましたところ、60ha程度と推定されております。ただし、60haの概算は保守的なものとなっておりますので、実際の規模は線形確定時に確認することといたします。規模は最小化される方向でございます。

パリ協定に基づきますザンビア国の排出削減目標につきましては、森林伐採に対する国としての対策は策定中でございます。本事業による樹林伐採に対しまして、二酸化炭素吸収源対策を義務づける法令や政策は特段ないことを確認しております。

他方で、ZESCOはCSR活動といたしまして、森林局とともに全国レベルでの植林活動を実施中でございますので、今後もそれを継続するということを審査の段階で確認してまいりたいと思っております。

次に移りまして、社会環境でございます。

1) の住民移転及び用地取得でございます。

本事業に伴う用地取得は特段、発生いたしません、ザンビアのウエー・リーブ・アクトに沿いまして、鉄塔用地及び送電線の下の土地につきましては、所有者の合意のもとで土地所有の使用が制限されることとなります。ただし、用地は取得されませんので、ザンビア法上、ウエー・リーブの設定に伴う補償はございません。また、同じように、他のドナーの事業においても補償は支払われていないというを確認しております。

ザンビア国のエネルギー省のウエー・リーブ・ガイドラインによりますと、ウエー・リーブ上の構造物の存在及び2m以上の作物の育成が認めておらず、送電線の維持管理及び安全確認のため、農繁期終了後に作物が伐採されることとなります。このため、本事業の実施に伴い、非自発的な住民移転を生じることはございません。

農村である本事業実施地域には、氏族等のリーダーがおりまして、伝統的な土地共

有制度がございます。

ちょっと細かくなりますので割愛いたしますが、こういった住民移転に伴う用地取得につきましても、おおむね確認させていただいておりますので、改めまして、RCAPに沿った補償支援の実施についてZESCOと合意をしまいたいと考えております。

影響規模及び補償の対象者でございますけれども、事業用地は全体で1,010haございまして、そのうち政府用地が96、共有地が757、民有地が157と想定されておりました、ウエー・リーブが設定される予定になってございます。

PAPsの総数は170世帯ございまして、内訳は、物理的な移転の対象が125世帯、経済的移転の対象が147世帯。これに加えて、6つの農業経営企業が影響を受ける見込みでございます。

この他、助言でもご指摘ございましたけれども、3つの教会や1つの公共施設の移転も伴うことが確認されております。

ウエー・リーブの設定によりまして、構造物・作物等を失うPAPs及び生計への影響を受けるPAPs等が補償支援の対象となることは確認されております。

カットオフデートにつきましても、センサスが実施された最終日である2016年の11月18日ということで確認されておりますので、この移転対象の規模につきまして、改めて確認したいと思っております。

補償方針につきましても、こちらに書かせていただいたとおりですけれども、用地取得が、土地構造物、作物につきまして、報告書に書いてございますエンタイトルメントマトリクスに沿った補償がなされることにつきまして、ZESCOと合意する方針でございます。

生計への影響につきましても、農業への影響を受けまして、工事及び維持管理を行いますため、特段の影響は想定されないことが確認されております。

住民協議につきまして、こちらもステークホルダーミーティングのほうに記載したとおり、補償方針につきましても協議済みでございまして、特段の反対ないことが確認されておりますので、ステークホルダー協議等の開催及びモニタリングにつきまして、ZESCOと合意することを方針としたいと思っております。

苦情メカニズムにつきましても、存在することを確認されておりますので、この苦情処理メカニズムが適切に実施されるように、ZESCOと確認してまいりたいと思っております。

実施体制・スケジュールにつきましても、改めて確認をいたしまして、環境部局から人材が適切にPIUに配置されるように合意したいと思っております。

RCAPの実施、モニタリングにつきましては、そのモニタリングを、フォームを通じましてJICAに報告されることとなりますけれども、きちんとそれが報告されるように、審査の段階でも確認してまいりたいと思っております。

景観につきましては、特段、悪影響を及ぼすものではないと想定されますので、特段の対応は想定しておりませんが、少数民族・文化遺産につきましても、補償の対象となるような文化遺産等も確認されておられません。

子どもの権利、ジェンダー等につきましても、特段の影響は確認されておられません。

以上、最後のほうは駆け足になりましたけれども、レビュー方針ということでご説明させていただきました。

○米田副委員長 ありがとうございます。

この案件に関しまして、ご意見のある方、いらっしゃいますか。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 情報公開のところで、聞きそびれてしまったのかもしれないので、教えていただきましたと思います。3番目の項目で、「モニタリングの結果についてはJICAのウェブサイトにおいて公開することに同意されている」ということに関してですが、その下の、「第三者から要請があった場合にZESCOの同意を条件にJICAが情報公開をする」という、情報開示については、モニタリング結果以外の何かを想定されているのでしょうか。

もう一つ、資料の反対側のページですが、バードストライクのモニタリングについては、これもJICAのウェブサイトでの公開の範囲に入るという理解でよろしいでしょうか。教えていただければと思います。

○土生 1点目は審査部のほうから回答させていただきますけれども、情報公開について合意するというのは、基本的にモニタリングフォームについて合意をしていて、それが埋められて定期的に提出されたものについては公開するということについて合意済みです。

他方、その結果について、さらに情報を示すという部分について要請があった場合は、先方と協議をした上で、できる範囲において公開、その申請された方に対して開示しますということについて合意しているということです。

○加藤 2点目のご質問に対しまして、バードストライクのモニタリングでございますけれども、フォームに記載してございますので、あわせてウェブ上で公開されることになります。

○米田副委員長 ありがとうございます。

他にありますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 環境の配慮のところで、自然環境の配慮です。2点目、森林伐採及び気候変動対策。60ha、森林伐採が予定され、推定されているということで、これをそのコンペンサイトするために、一番下のところで、ZESCOはCSR活動で森林局とともに植林活動を実施中とありますが、この事業があることによってCSRの貢献がどの程度ふえるのか、それが60haに対してどの程度までコンペンサイトされるのかというような視

点も入れて検討していただければよいかと思います。

○加藤 承知いたしました。ありがとうございます。

○米田副委員長 他にありますでしょうか。

○村山委員長 ありがとうございます。

2ページの全般事項4)のモニタリングの話なんですけど、助言の4で出したように、記述されていなかったのでも具体的にしてほしいということで、修正されたということなんですけど、その内容がわからないんです。これは、助言に対する対応についてもFRに記載となっているんですが、現時点でFRが拝見できないので、可能であれば、該当ページだけでもいいので共有をさせていただきたいんですが、そのようなことは可能でしょうか。

○加藤 ちょっとお時間をいただいて、映し出すことができるか、確認してまいります。

○村山委員長 今でなくてもいいので、後でお送りいただければ、それで結構なんですけれども。

○加藤 承知いたしました。ありがとうございます。

○米田副委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 これ、担当部ではなくて審査部への質問になると思うんですけども、この表の「確認済み事項」と「審査時確認事項」というふうになっていますが、たしか何回か前のワーキンググループで、「確認済み事項」と「追加確認事項」というふうにして、実際にマタバリの方針のほうは「追加確認事項」というふうに変更したと、多分、全体会で説明したほうがいいような気がしたんですけども。

○永井 おっしゃるとおり。「追加確認事項」に修正をいたします。要は、左側が既に確認済みで、右側が新たに確認するということでございます。

ただ、前回、既に確認済みのものは「特になし」と全部させていただいたんですけども、そうすると何も審査で確認しないことになりますので、今回、「改めて確認」という表記にさせていただいております。でないと、審査で全く相手国政府に聞かないわけにもいかないの、これでいいんですよと改めて確認するところは改めて確認とさせていただいております。

表記は「追加的事項」に、「追加確認事項」にさせていただきます。

○米田副委員長 他はよろしいでしょうか。

どうぞ。

○原嶋副委員長 1点だけ。たしか以前にJICAのお考えは定まっているというんだと思いますので、確認させていただきますけれども、電磁波とか電磁界の影響についてはどのように考えているか、一応、教えていただけますか。

○土生 審査部から回答させていただきます。

たしか、スコーピング段階の助言委員会のときにその質問があって、ガイドライン

の運用見直しの際に、その点については、WHO等の見解において電磁波による影響というのは基本的には想定されないということで、回答を申し上げたと記憶しております。

○米田副委員長 よろしいでしょうか。

では、この方針で審査をしていただくということで、合意したということにしたいと思います。ありがとうございました。

次の議題、その他として、JICAのほうからご説明をお願いいたします。

○村瀬 それでは、事務局の村瀬から説明いたします。

1つ目の次期助言委員の公募についてです。

こちらについては、先月の全体会で、次期助言委員の業務内容案について説明いたしました。その際に、ガイドラインの改定に関して新たに追加する業務内容について、いただいたご意見を踏まえて事務局で検討しますということで一旦お預かりした部分がございます。最終的に、募集要項に掲載する文章について、この場で口頭で申し上げたいと思います。

「環境社会配慮ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果及び調査結果に基づく包括的な検討並びに必要な応じた改定に関する助言を行う」、というものです。この部分の文言を今回の公募で新たに追加して、公募させていただきます。

それから、公募期間についてですけれども、4月18日から5月18日までの間、JICAの助言委員会のウェブサイトがございしますが、そちらに次期の募集要領を掲載いたします。

掲載されましたら改めて事務局から案内いたしますので、助言委員の皆様方からも多くのご応募をお待ちしております。

また、周りに適任と思われる方がいらっしゃいましたら、応募勧奨いただければ幸いです。

以上が1点目の議題に関するお知らせになります。

○米田副委員長 もう一度、文言の部分だけ、お願いします。

○村瀬 文言を改めて繰り返します。

「環境社会配慮ガイドラインの改定に向けたレビュー調査結果及び調査結果に基づく包括的な検討並びに必要な応じた改定に関する助言を行う」、この文言を書かせていただきます。

○米田副委員長 特にご質問等なければ、2点目のほうもお願いします。

○村瀬 続きまして、2点目の議題ですけれども、次回の全体会合、5月11日の金曜日の回になりますけれども、その会合の前の12時半から14時までの間、JICA本部内の会議室で、ジェンダー平等・貧困削減推進室と審査部の共催で、仮のタイトルですけれども「環境社会配慮とジェンダー主流化に関するセミナー」を開催いたします。このセミナーでは、ジェンダーをご専門とされております、本日ご欠席されておりますけれ

ども、織田委員、そして虎岩委員から、ご専門のジェンダーに関する取り組みや助言対象案件をこの委員会で見ていただいたご経験を踏まえた見解などをご発表いただく予定です。

それからまた、JICAからもジェンダー室長の宮崎に発表をお願いしております。宮崎は、ご承知のとおり、元審査部次長ということもありまして、環境社会配慮とジェンダー主流化の双方の経験を踏まえた解説や、インフラ事業におけるジェンダー主流化の事例紹介というものがある予定です。

このセミナーについては、基本的にはJICA内部関係者向けに開催するものですが、委員の皆様方におかれましては、ご都合がつく方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただければ幸いです。この開催案内についても追って事務局から委員の皆様方にお送りする予定ですので、ご関心ある方は、その際に参加表明くださるようお願いいたします。

なお、セミナーは昼食中の開催となりますので、昼食を持ち込み可能とJICAの内部関係者に周知する予定です。ご参加いただける方については、必要に応じて昼食ご持参の上、ご参加いただければ幸いです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○米田副委員長 特に質問はないですね。

では、次回のスケジュールをお願いします。

○永井 次回の全体会合、第90回ですけれども、5月の11日金曜日、午後2時半からになります。

以前、本部とお伝えしていましたが、会議室の関係から市ヶ谷ビルに変更になっておりますので、お間違いないようにお願いいたします。2時半からでございます。

以上です。

○米田副委員長 先ほどのセミナーも市ヶ谷ですか。

○村瀬 はい、セミナーも市ヶ谷で会議室をとり直して開催予定です。

○作本委員 予約もしたほうがいいんですか。ジェンダーの場合は予約を入れたほうが。申し込みなしでも参加できるものですか。

○村瀬 失礼しました。ジェンダーセミナーは本部で開催いたしますので、それで、委員の方で参加される方は、こちらで移動手段を確保しまして、タクシーなどで移動していただくように必要な手配を考えたいと思います。基本的には、タクシーをこちらで手配して移動していただくようなことを考えております。

そのようなわけで、こちらから開催案内させていただいた際には、直前でも構いませんので、事前に参加表明いただけると助かります。こちらの準備が円滑に進みますので、ご協力をお願いいたします。

○米田副委員長 それでは、今日の全体会合はこれで終わりにしたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時10分閉会